平成29年9月

共同生活援助事業者　請求ご担当者様

江戸川区障害者福祉課

グループホーム都加算の請求事務について

江戸川区では、江戸川区が支給決定した受給者が利用する都内の共同生活援助事業者様に対して、江戸川区障害者グループホーム支援事業実施要綱に基づき加算をしています。

グループホーム都加算の請求をされる事業者様は、以下のとおり書類をご提出ください。

１　請求書の提出について　※①～③及び⑦の様式については区ホームページに掲載しています

1. 都単価請求書（日付は未記入、捨印を押印して下さい）
2. 都単価明細書（通過型加算）（区内にある通過型が対象）
3. 都単価明細書
4. 訓練等給付費等明細書

（国保連へデータで送信したものと同一の確認リスト）

1. サービス提供実績記録票（利用者印のあるものの写し）
2. 訓練等給付費等請求書

（国保連へデータで送信したものと同一の確認リスト）

1. 支払金口座振替依頼書（1回目の請求時、また振込口座を変更されるとき）別紙記載例有
2. ～⑦までをサービス提供月翌月の10日までに提出してください。（当日消印有効）

提出期限に間に合わない場合は下記　問い合わせ先までご連絡ください。

提出が遅れるとお支払いできない場合があります。

※請求関係書類の並べ方について

提出するときは都加算請求書を先頭にして、受給者番号の低い順で利用者ごとに都加算明細書、訓練等給付費等明細書、サービス提供実績記録票、最後に訓練等給付費等請求書を並べてください。ホチキス留めはしないでください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　介護給付費・訓練等給付費等請求書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂさんのサービス提供実績記録票（写）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂさんの訓練等給付費等明細書　　　　　Ｂさんセット

　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂさんの都加算明細書

　　　　　　　　　　　　　　　　 　Ａさんのサービス提供実績記録票（写）

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａさんの訓練等給付費等明細書　　　　　　　Ａさんセット

　　　　　　　　　　　　　　　　Ａさんの都加算明細書

都加算明細書（通過型）※区内の通過型のみ

　　　　　　　　　　　　　　都加算請求書

２　提出先（宛名）について

〒132-8501

江戸川区中央１－４－１

江戸川区役所 障害者福祉課 庶務係

＜グループホーム請求書 在中＞　とご記入ください。

年度により担当者が変わりますので、宛名は担当個人名ではなく、グループホーム請求書　在中として提出してください。

３　その他

　◎事業所名、代表者名、住所、連絡先等の変更により、東京都へ変更届を提出されたときは、本区へも「変更届」「口座振替依頼書」の提出が必要です。様式は区ホームページに掲載しています。

　◎ご請求の際は、受給者証に記載されている「支給決定期間」、「区分」、「特定障害者特別給付費」「利用者負担額」の確認をしてください。支給決定期間内でも変更される場合があるので、ご注意ください。

その他、ご質問等がありましたら下記までご連絡ください。今後ともよろしくお願いいたします。

【請求先・問合わせ先】

〒132-8501　東京都江戸川区中央１－４－１

江戸川区役所　障害者福祉課　庶務係

TEL：03-5662-0054

Fax：03-3656-5874

**江戸川区**

**障害者移動支援事業　請求の手引き**

**平成２５年１１月版**

**江戸川区 障害者福祉課 庶務係**

**電話０３－５６６２－００５４**